

下道業
事

53年度賦課区域のおしらせ

土地所有者は必ず申告を

お子さんの発達が
気になりますか

社会福祉センターへ相談を

中型小売店の出店も
計画の届出により調整

お申込みはおまかせください。

す。月・火・水・金の午前

午後

午前

午後

